

下請等中小企業の取引条件改善 への取組について

令和元年5月29日
近畿経済産業局

1-1. 下請等中小企業の取引条件改善に向けた取組①

- 官邸に関係省庁連絡会議を設置し、政府を挙げて取引条件の改善に取り組んでいる。

平成27年12月～

- 総理官邸に「**下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議**」（議長：世耕内閣官房副長官（当時））（後掲）を設置。

平成28年4月～8月

- 産業界に対する大規模調査やヒアリングを実施し、実態と問題点を把握。

平成28年9月

- 世耕経済産業大臣より政策パッケージ「**未来志向型の取引慣行に向けて**」（世耕プラン）を発表。主要産業界に対し、「自主行動計画」の策定を要請。

平成28年12月

- 下請法「運用基準」・下請振興法「振興基準」の改正**、約50年ぶりの**手形通達の見直し**（原則現金払い、手形の場合サイトは60日以内に短縮）等、関係法令の運用を強化。

平成29年3月

- 自動車、素形材、建機、繊維、電気・情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、建設、トラック運送の8業種21団体において「**自主行動計画**」を策定・公表。

1-2. 下請等中小企業の取引条件改善に向けた取組②

平成29年4月～

- 全国に80名規模の**下請Gメンを配置**し、下請中小企業ヒアリングを実施。（平成30年3月までに約3,000件の下請ヒアリングを実施。）

平成29年9月

- 「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」を改組し、「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」（議長：野上内閣官房副長官）を官邸に設置。

平成29年9月～11月

- 各業界団体において「自主行動計画」のフォローアップ調査を実施し、中小企業庁に報告。

平成29年12月

- 「**自主行動計画**」のフォローアップ調査結果と**下請Gメンによる下請中小企業ヒアリング調査の結果を突き合わせて公表。**

平成30年1月～

- **世耕大臣自ら**業界トップに更なる**取組努力を要請。**
- 機械製造業（産業機械、工作機械）、流通業（スーパー、コンビニ、ドラッグストア等）、警備業、放送コンテンツ業（テレビ番組・CM製作等）の**9団体が、新たに「自主行動計画」を策定。**

平成30年4月～

- **下請Gメンを120名体制に増強し、年間4,000件以上の下請中小企業ヒアリング**を実施。

2. 未来志向型の取引慣行に向けて「世耕プラン」

平成28年9月15日、経済産業省として取り組む政策パッケージをとりまとめ公表

3つの基本方針

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
- (2) **親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
- (3) **サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

3つの重点課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけないよう、徹底する。

価格決定方法の適正化

一律〇%減の原価低減を要請される、
労務費上昇分が考慮されない、等

コスト負担の適正化

量産終了後に長期間に渡って無償で
金型の保管を押しつけられる、等

支払条件の改善

手形等で支払いを受ける比率が高い、
割引コストを負担せざるを得ない、等

業種横断的なルールの明確化・厳格な運用（横軸）

事項	具体的な政策
下請代金法の運用強化 (運用基準改正)	違反事例を追加し、違反情報の収集強化と未然防止を図る。(不適正な原価低減活動、金型の保管コストの押しつけ、等の違反行為事例の追加を公正取引委員会に提案) 【平成28年12月14日付 改正済み】
適正取引、付加価値向上の促進 (振興基準改正) *下請中小企業振興法	望ましい取引慣行を追記し、親事業者に要請する。(取引先の生産性向上への協力、労務費上昇分に対する考慮、サプライチェーン全体での取引適正化、等) 【平成28年12月14日付 改正済み】
下請代金の支払条件の改善 (通達、振興基準の見直し)	下請代金の支払条件の改善を、親事業者に要請する。(現金払いの原則、割引料負担の一方的な押しつけの抑制、手形等の支払期間の短縮、等) 【平成28年12月14日付 通達発出済み】
下請代金法の調査・検査 の重点化	原価低減・金型・手形等に重点をおいて、下請代金法の書面調査の充実、特別立入検査を実施する。 【29年度より実施すべく執行体制を強化】

業種別の自主行動計画の策定等（縦軸）

- (1) 下請ガイドライン策定業種のうち、まずは幅広い下請構造をもつ自動車等の業種に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請**するとともに、**フォローアップ**を行う。**【28年度内に8業種21団体が策定】**
- (2) 業種別下請ガイドラインを改訂し、親事業者と下請事業者の連携・協力に係る**ベストプラクティス**を追加する。**【全17業種において改訂・策定済み】**

3. 自主行動計画フォローアップ調査及び下請Gメンヒアリング調査結果概要

(平成30年12月公表)

1. 自主行動計画F U調査結果のポイント

- 世耕プラン重点三課題（①**原価低減要請**、②**型管理**、③**支払条件**）について、受注側における**「不合理な原価低減要請の改善」**や、発注側、受注側両方での**「下請代金の現金払い化の浸透」**が進んでいる。
- 業界別では、**自動車業界、建設機械業界は重点三課題全てが改善**しており、特に建設機械業界の発注側においては、「下請代金の現金払い」について大幅に改善。
- 他方、受注側の「型管理の適正化」は改善の動きが鈍い。
- **「労務費」や「原材料価格」などのコストの転嫁状況については、発注側と受注側で反映状況に3割以上の乖離**がある。
- 「型管理の適正化」については、素形材業界の受注側での改善への動きが鈍い。

2. 下請Gメンによる下請中小企業ヒアリングの調査結果のポイント

- 重点三課題ごとの結果については、**「支払条件」は着実に改善が進んでいる。**
- 産業界別の「自主行動計画」や取引適正化に向けた取組の認知度は3割程度と低い。
- 一方、「型管理」については、改善に向けた取組の進捗状況が鈍く、改善に向けた取組が必要。
- 「売上」が増加している企業は増えているものの、**「原材料価格」や「人件費」などのコスト価格が増加している**との声も全体で8割以上となっている。

【参考】働き方改革を進める上で問題となる「商慣行」や「しわ寄せ」の事例①

- 現状でも短納期発注が常態化しているケースがあり、「働き方改革」の推進でさらに拍車がかかるという懸念や、北海道・東北における夏場の建設土木事業や冬場の除雪作業など季節集中型のやむを得ない業務への懸念の声があがっている。

【短納期発注の懸念】

- 建設用金属製品製造業者。受注生産であるため、年間を通しての計画生産は困難。**取引先から「最短で」と言われるものが多く**、繁忙期に合わせた人員を抱えることができないため**残業対応**。〈関東〉
- ソフトウェア事業者。請負でのソフトウェア開発中に、客先都合による仕様変更、手戻りや、納期を延長せずに仕様追加が行われ、工数増加で残業が発生。〈中部〉

【季節集中型の事業による懸念】

- 農業土木主体の建設事業者。**草地の更新が夏場に集中することから重機オペレーターについて残業が発生**。前後の時期への分散は困難。〈北海道〉
- 建設工事・道路維持業務の事業者。**冬場は24時間体制で除雪業務**を請け負っており、一部、時間外が100時間を超える者あり。〈北海道〉

注) 地方経産局や全国の商工会を通じた緊急ヒアリング（平成29年11月。約2,000者）や下請Gメンによるヒアリングにおいて聞き取った内容をまとめたもの。

【参考】働き方改革を進める上で問題となる「商慣行」や「しわ寄せ」の事例②

- 製造業での過度な短納期発注となる時間指定配送、IT業界における技術者の顧客先への常駐などの商慣行に基づく懸念や、大企業が働き方改革を進める結果、外注や下請への作業増加、検収などの受領態勢の不備、官公需発注に基づく懸念の声などが上がっている。

【商慣行に基づく懸念】

- 製造業者。取引先の確定納期が直近過ぎて、生産の繁閑差も激しい上、**過度に短納期となる時間指定配送の要求**あり。〈中部〉
- 情報サービス事業者。**IT業界**における下請業務は、**自社社員を顧客先に常駐**させて行わざるを得ない特性。このため、**残業管理を含む自社社員の労務管理が非常に難しい**構造。〈中国〉

【大企業の働き方改革によるしわ寄せの懸念】

- 製造業者。**発注側大企業**は、本来は月末締め翌月末払いであるが、**検収担当者の不足により15日までの納品分しか翌月払いの対象とせず**。16日以降に納品すると、翌々月払い。支払条件を履行できるような適正な人員を確保して欲しい。〈関東〉

【官公需発注に基づく懸念】

- 製造業者。特殊車両を製造しているが、**自治体発注の納品が年度末に集中**するため、**特定時期に残業時間が多くなる**。労基署からも指導された。〈関東〉

4-1. 中小企業の「働き方改革」に対する支援について

～取引条件・商慣行の課題整理～

- 「長時間労働是正」・「生産性向上」と、「取引条件改善」、「人材不足」・「事業承継」などの課題は、相互に関係がある。

働き方改革

(長時間労働の是正)

表裏一体

生産性向上

- ・IT化、共同事業、サービス・製品開発の促進
- ・販路開拓、需要に応じた価格設定の促進 等
- ・取引関係、近隣、同業種等での事業統合 (M&A) →事業承継
- ・「マイナンバー」の用途拡大と活用で時間・費用の削減

外的
制約

取引条件・商慣行等の問題

外的
制約

- ・短納期要請など無理な要求に応えざるを得ない
- ・大手が在庫を持たず、下請が何度も納品を行う
- ・大企業の人手不足や働き方改革の「しわ寄せ」
(独占禁止法や下請法などの違反の場合も)
- ・公共調達の下で、納期が集中し、労働が長期化

- ・生産性向上の努力が、納入価格下げなどで、
大企業に「吸い上げられる」おそれ

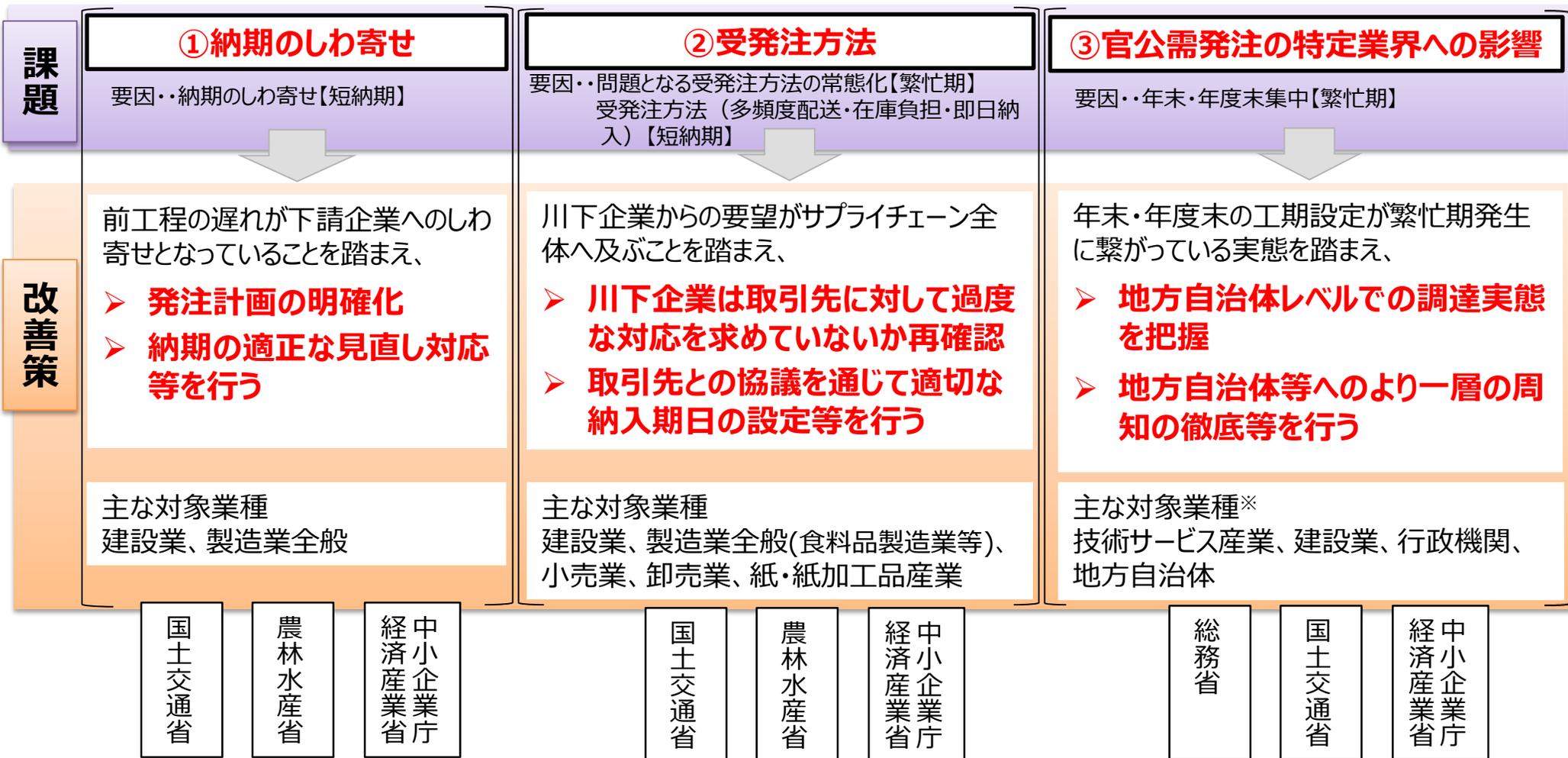
人手不足、事業承継

- ・長時間労働規制は、生産性向上とともに、
人手不足の解決が不可欠。
→大企業OB、女性・高齢者・外国人等の活用も。
- ・後継者難の中、引継事業者との結びつけ、
事業承継の円滑化が必要。事業の統合・再編も。
→生産性向上と一挙両得

補完
関係

4-2. 働き方改革関連法施行に向けた今後の対応について

- 繁忙期や短納期発注の発生要因を3つの課題として整理。改善に向けて、各業界を所管する省庁は自主行動計画の改定要請や企業への周知徹底等、具体的な対応策を速やかに策定・実施。
- 業種を跨ぐ課題については、関係省庁（経産省、農水省、国交省、総務省）が連携して、具体的な対応策を速やかに策定・実施。



※ 官公需発注のその他業種（情報処理、ビルメンテナンス、建設、印刷等）については現在業所管省庁と連携してヒアリングを実施中。